重　点　要　求　書

2014年7月17日

大阪府教育委員会

教育長　中原　徹　様

 大阪府高等学校教職員組合

執行委員長　　近藤　美登志

大阪府立の高等学校並びに支援学校に勤務する教職員の勤務労働条件の改善について、以下の要求を行いますので、誠意ある回答をお願いします。

（１）　府教委は、大阪高教組との労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては、一方的実施を行わないこと。

（２）　府立学校に勤務する教職員の通勤手当に関して、自動車通勤認定については、機械的・画一的取扱いを行わず、教職員の勤務や生活実態に即したものとなるようにするなど、改善をはかること。また、自動車通勤認定者が校内駐車できるよう施設整備を行うなどの措置を図ること。

（３）　一時金の支給月数を引き上げること。

（４）　評価結果を反映した勤勉手当の差別支給を行わないこと。当面、上位区分への支給原資としている条例支給月数０．６７５月分のうちの０．０３月分を０．０１５月分に戻すこと。

（５）　「評価・育成システム」の改定により、「生徒または保護者による授業アンケート」を活用した教員評価が導入され、昇給・勤勉手当への反映がなされている。授業アンケートの活用前後で、教員評価の昇給・勤勉手当への反映がどのように変化があったのかについて検証するなど、昇給・勤勉手当への反映について、高教組と協議を行うこと。

（６）　一定の臨時的任用職員・非常勤職員について、一般職の常勤職員との均衡や厚生労働省通知（平成26年1月17日付）を踏まえ、社会保険の加入継続取り扱いを行うなど改善を図ること。

（７）　入学者選抜の実施について、その日程の設定にあたっては、従事する教職員に極度の緊張をしいられる作業を伴うものであることから、週休日や時間外に及ぶことなく行えるようにすること。

（８）　教職員が心身の健康を保ち安心して働くことができるよう、総合的な労働安全衛生対策を実施し、快適な職場環境を実現すること。

（９）　教職員が働きやすい職場環境とパワーハラスメント防止について、指針の周知、校内相談窓口の全校設置を目指すとともに、管理職・職員研修の推進など実効ある対策を講じること。

（10）　高等学校就学支援金の申請・受付に関わって、事務職員とともにその記入等の指導を担任や生徒指導担当教員が担っている実態がある。書類の不備などについては、事務職員・派遣職員と担任等で何度も調整している。様式の改善など事務の簡素化を図り、教職員の業務負担軽減を図ること。

（11）　校務支援システムなど、ネットワーク管理に従事する教職員のVDT作業における労働衛生環境の改善等のための負担軽減策を講じること。

（12）　修学旅行等の引率に関する旅費にかかる日当及び宿泊料を大幅に引き上げること。

（13）　障がいのある生徒が修学旅行に参加する場合には引率教員への負担軽減を図るため、付添い教員の増員などの旅費を確保するなど必要な措置を講じること。

（14）　各学校での安全衛生委員会の活性化をはかるよう、周知につとめること。とりわけ、時間外労働の縮減による職員の健康保持・増進が安全衛生委員会で取り組むべき事項であることを明確にすること。また、安全衛生委員会が各学校において、府立学校職員安全衛生管理規程と労働安全衛生法に基づいて適正に機能するよう指導すること。